

福岡県公報

平成十七年十二月二十八日
第二千四百七十八号
増刊 ①

目次

条 例 (第五十八号―第六十七号)

- 市町の合併に伴う関係条例の整理に関する条例 (行政経営企画課) ……………二
- 福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(人事課) ……………五
- 福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例 (人事課) ……………一八
- 福岡県情報公開条例の一部を改正する条例 (県民情報広報課) ……………一八
- 福岡県個人情報保護条例の一部を改正する条例 (県民情報広報課) ……………一九
- 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例 (企画課) ……………二〇
- 福岡県旅券発給手数料条例の一部を改正する条例 (国際交流課) ……………二一
- 福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (教育庁教職員課) ……………二一
- 福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部警務課) ……………二九
- 福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部警務課) ……………三〇

公布された条例のあらまし

◇市町の合併に伴う関係条例の整理に関する条例

(総務部行政経営企画課)

- 1 市町の合併に伴い、福岡県税条例等の規定を整理することとした。
- 2 この条例は、附則各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行することとした。

◇福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(総務部人事課)

- 1 福岡県人事委員会の議会及び知事に対する平成十七年十月十二日付けの給与に関する勧告にかんがみ、本県職員の給料月額並びに初任給調整手当、扶養手当及び勤勉手当の額の改定等を行うこととした。
- 2 一 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日から施行することとした。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は、平成十八年四月一日から施行することとした。
- 二 所要の経過措置等を設けることとした。

◇福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(総務部人事課)

- 1 一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の状況にかんがみ、特別職の職員及び教育長の期末手当の額の改定を行うこととした。
- 2 一 この条例は、公布の日から施行し、改正後の福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の規定は、平成十七年十二月一日から適用することとした。
- 二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県情報公開条例の一部を改正する条例

(総務部県民情報広報課)

- 1 地方独立行政法人法に基づき県が設立する地方独立行政法人を情報公開条例の実施機関とすること等、情報公開の一層の推進を図るため、制度の見直しを実施することとした。
- 2 一 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。
- 二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県個人情報保護条例の一部を改正する条例

(総務部県民情報広報課)

- 1 地方独立行政法人法に基づき県が設立する地方独立行政法人を個人情報保護条例の実施機関とすること等、個人情報保護制度の一層の充実を図るため、制度の見直しを実施することとした。
- 2 一 この条例は、平成十八年四月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。
◇附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

(保健福祉部企画課)

1 附属機関の簡素効率化と社会福祉の総合性の確保を図るため、福岡県社会福祉審議会及び福岡県児童福祉審議会を統合することに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、平成十八年三月十七日から施行することとした。

二 福岡県青少年健全育成条例の一部を改正することとした。

◇福岡県旅券発給手数料条例の一部を改正する条例

(生活労働部国際交流課)

1 旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

◇福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(教育庁教職員課)

1 福岡県人事委員会の議会及び知事に対する平成十七年十月十二日付けの給与に関する勧告にかんがみ、本県公立学校職員の給料月額並びに初任給調整手当、扶養手当及び勤勉手当の額の改定等を行うこととした。

2 一 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日から施行することとした。ただし、第二条の規定は、平成十八年四月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置等を設けることとした。

◇福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例

(警察本部警務課)

1 市町の合併等に伴い、警察署の名称、位置及び管轄区域を改めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、附則各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行することとした。

◇福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(警察本部警務課)

1 福岡県人事委員会の議会及び知事に対する平成十七年十月十二日付けの給与に関する勧告にかんがみ、本県警察職員の給料月額並びに扶養手当及び勤勉手当の額の改定等を行うこととした。

2 一 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日から施行することとした。ただし、第二条の規定は、平成十八年四月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置等を設けることとした。

条 例

市町の合併に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成十七年十二月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第五十八号

市町の合併に伴う関係条例の整理に関する条例

(福岡県税条例の一部改正)

第一条 福岡県税条例(昭和二十五年福岡県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第八十七条の六第二項中「庄内町」を「飯塚市」に、「同町」を「同市」に改める。

(福岡県県税事務所設置条例の一部改正)

第二条 福岡県県税事務所設置条例(昭和二十五年福岡県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の表福岡県飯塚・直方県税事務所の項中「飯塚市」を「飯塚市 宮若市」に、「山田市」を「嘉麻市」に改め、同表福岡県久留米県税事務所の項中「久留米市 甘木市」を「久留米市」に、「うきは市」を「うきは市 朝倉市」に改める。

(福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第三条 福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年福岡県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第七十八条第二項の表福岡県朝倉地域農業改良普及センターの項中「甘木市」を「

朝倉市」に改め、同表福岡県飯塚地域農業改良普及センターの項中「嘉穂郡穂波町」を「飯塚市」に、「飯塚市」を「飯塚市 宮若市」に、「山田市」を「嘉麻市」に改める。

第百十三条第二項の表筑後川中流右岸流域下水道の項中「甘木市 小郡市」を「小郡市 朝倉市」に改める。

第百二十条第二項の表一の項中「京都郡豊津町」を「京都郡みやこ町」に改める。

第百二十条の表二の項中「築上郡権田町」を「築上郡築上町」に改め、

同表三の項中「京都郡豊津町」を「京都郡みやこ町」に改め、同表八十六から八十八までの項中「甘木市」を「朝倉市」に改め、同表八十九の項中「朝倉郡杷木町」を

「朝倉市」に改め、同表九十七の項中「山田市」を「嘉麻市」に改め、同表九十八の

項中「嘉穂郡嘉穂町」を「嘉麻市」に改め、同表九十九の項中「嘉穂郡稲築町」を「嘉麻市」に改め、同表百七の項中「鞍手郡宮田町」を「宮若市」に改める。

第百二十一条第二項の表十三の項中「築上郡築城町」を「築上郡築上町」に改め、同表十八の項中「嘉穂郡稲築町」を「嘉麻市」に改める。

(福岡県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第四条 福岡県事務処理の特例に関する条例(平成十一年福岡県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表四一の項中「うきは市」を「うきは市 宮若市」に、「鞍手町 宮田町 若宮町」を「鞍手町」に改める。

第五条 福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表四一の項中「田川市 山田市」を「田川市」に、「宮若市」を「宮若市 朝倉市」に、「那珂川町」を「嘉麻市 那珂川町」に、「朝倉町 筑前町」を「筑前町」に改める。

(福岡県病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第六条 福岡県病院事業の設置等に関する条例(昭和四十二年福岡県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号の表福岡県立嘉穂病院の項中「嘉穂郡穂波町」を「飯塚市」に改める。

(福岡県児童相談所条例の一部改正)

第七条 福岡県児童相談所条例(平成十一年福岡県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表福岡県久留米児童相談所の項中「久留米市 甘木市」を「久留米市」に、「うきは市」を「うきは市 朝倉市」に改め、同表福岡県田川児童相談所の項中「田川市 山田市」を「田川市」に、「豊前市」を「豊前市 宮若市」に、「鞍手郡」を「嘉麻市 鞍手郡」に改める。

(福岡県保健福祉環境事務所の設置等に関する条例の一部改正)

第八条 福岡県保健福祉環境事務所の設置等に関する条例(平成十三年福岡県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一福岡県朝倉保健福祉環境事務所の項中「甘木市」を「朝倉市」に改め、同表福岡県鞍手保健福祉環境事務所の項中「鞍手郡」を「宮若市 鞍手郡」に改め、同表福岡県嘉穂保健福祉環境事務所の項中「山田市」を「嘉麻市」に改める。

別表第二福岡県朝倉保健所の項中「甘木市」を「朝倉市」に改め、同表福岡県鞍手保健所の項中「鞍手郡」を「宮若市 鞍手郡」に改め、同表福岡県嘉穂保健所の項中「山田市」を「嘉麻市」に改める。

(福岡県労働福祉事務所設置条例の一部改正)

第九条 福岡県労働福祉事務所設置条例(昭和三十一年福岡県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条の表福岡県筑後労働福祉事務所の項中「甘木市」を削り、「うきは市」の下に、「朝倉市」を加え、同表福岡県筑豊労働福祉事務所の項中「田川市」の下に「宮若市」を加え、「山田市」を「嘉麻市」に改める。

(福岡県産炭地労働者体育施設条例の一部改正)

第十条 福岡県産炭地労働者体育施設条例(昭和四十六年福岡県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項の表福岡県筑豊ハイッ体育施設の項中「嘉穂郡庄内町」を「飯塚市」に改める。

(福岡県立あまぎ水の文化村条例の一部改正)

第十一条 福岡県立あまぎ水の文化村条例(平成五年福岡県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項の表福岡県立あまぎ水の文化村の項中「甘木市」を「朝倉市」に改める。

(福岡県商工事務所設置条例の一部改正)

第十二条 福岡県商工事務所設置条例(平成十一年福岡県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条の表福岡県久留米商工事務所の項中「柳川市 甘木市」を「柳川市」に、「うきは市」を「うきは市 朝倉市」に改め、同表福岡県飯塚商工事務所の項中「田川市」を「田川市 宮若市」に、「山田市」を「嘉麻市」に改める。

(福岡県工業用水道使用料条例の一部改正)

第十三条 福岡県工業用水道使用料条例(昭和四十一年福岡県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条の表備考二中「鞍手郡宮田町」を「宮若市」に改め、同表備考三中「鞍手郡宮田町」を「宮若市」に改め、「及び若宮町」を削る。

(福岡県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第十四条 福岡県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十二年福岡県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二号の表鞍手・宮田工業用水道の項中「中間市」を「中間市 宮若市」に改め、「鞍手郡宮田町 鞍手郡若宮町」を削る。

(福岡県家畜保健衛生所条例の一部改正)

第十五条 福岡県家畜保健衛生所条例(昭和二十九年福岡県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表中「(第一条)」を「(第一条関係)」に改め、同表福岡県筑豊家畜保健衛生所の項中「嘉穂郡稲築町」を「嘉麻市」に改め、「山田市」を削り、「田川市」の下に「宮若市」を加え、「嘉穂郡」を「嘉麻市、嘉穂郡」に改め、同表福岡県両筑家畜保健衛生所の項中「甘木市」を削り、「うきは市」の下に「朝倉市」を加える。

(福岡県農林事務所設置条例の一部改正)

第十六条 福岡県農林事務所設置条例(平成十一年福岡県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表福岡県甘木農林事務所の項名称の欄中「福岡県甘木農林事務所」

を「福岡県朝倉農林事務所」に改め、同項位置の欄中「甘木市」を「朝倉市」に改め、同項所管区域の欄中「久留米市 甘木市」を「久留米市」に、「うきは市」を「うきは市 朝倉市」に改め、同表福岡県飯塚農林事務所の項中「田川市」を「田川市 宮若市」に、「山田市」を「嘉麻市」に改める。

(福岡県土木事務所等設置条例の一部改正)

第十七条 福岡県土木事務所等設置条例(平成十一年福岡県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表福岡県直方土木事務所の項中「鞍手郡」を「宮若市 鞍手郡」に改め、同表福岡県甘木土木事務所の項中「福岡県甘木土木事務所」を「福岡県朝倉土木事務所」に、「甘木市」を「朝倉市」に改め、同表福岡県飯塚土木事務所の項中「山田市」を「嘉麻市」に改める。

(九州歴史資料館条例の一部改正)

第十八条 九州歴史資料館条例(昭和六十年福岡県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表甘木歴史資料館の項中「甘木市」を「朝倉市」に改める。

附則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条中福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例第二百二十条の二第二項の表二の項の改正規定及び同条例第二百二十一条第二項の表十三の項の改正規定 平成十八年一月十日

二 第二条中福岡県税事務所設置条例第二条の表福岡県飯塚・直方県税事務所の項の改正規定(「飯塚市」を「飯塚市 宮若市」に改める部分に限る。)、第三条中福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例第七十八条第二項の表福岡県飯塚地域農業改良普及センターの項の改正規定(「飯塚市」を「飯塚市 宮若市」に改める部分に限る。)、及び同条例第二百二十条の二第二項の表百七の項の改正規定、第四条の規定、第七条中福岡県児童相談所条例第二条第一項の表福岡県田川児童相談所の項の改正規定(「豊前市」を「豊前市 宮若市」に改める部分に限る。)、第八条

中福岡県保健福祉環境事務所の設置等に関する条例別表第一福岡県鞍手保健福祉環境事務所の項の改正規定及び同条例別表第二福岡県鞍手保健所の項の改正規定、第九条中福岡県労働福祉事務所設置条例第二条の表福岡県筑豊労働福祉事務所の項の改正規定（「田川市」の下に「宮若市」を加える部分に限る。）、第十二条中福岡県商工事務所設置条例第二条の表福岡県飯塚商工事務所の項の改正規定（「田川市」「宮若市」に改める部分に限る。）、第十三条の規定、第十四条の規定、第十五条中福岡県家畜保健衛生所条例別表の改正規定（「第一条」を「第一条関係」に改める部分に限る。）及び同表福岡県筑豊家畜保健衛生所の項の改正規定（「田川市」の下に「宮若市」を加える部分に限る。）、第十六条中福岡県農林事務所設置条例第二条第一項の表福岡県飯塚農林事務所の項の改正規定（「田川市」を「田川市」「宮若市」に改める部分に限る。）並びに第十七条中福岡県土木事務所等設置条例第二条第一項の表福岡県直方土木事務所の項の改正規定 平成十八年二月十一日

三 第二条中福岡県県税事務所設置条例第二条の表福岡県久留米県税事務所の項の改正規定、第三条中福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例第七十八条第二項の表福岡県朝倉地域農業改良普及センターの項の改正規定、同条例第一百三十三条第二項の表筑後川中流右岸流域下水道の項の改正規定、同条例第二百二十条第二項の表一の項の改正規定並びに同条例第二百二十条の二第二項の表三の項及び八十六から八十九までの項の改正規定、第五条中福岡県事務処理の特例に関する条例別表四一の項の改正規定（「宮若市」を「宮若市」「朝倉市」に、「朝倉町」「筑前町」を「筑前町」に改める部分に限る。）、第七条中福岡県児童相談所条例第二条第一項の表福岡県久留米児童相談所の項の改正規定、第八条中福岡県保健福祉環境事務所の設置等に関する条例別表第一福岡県朝倉保健福祉環境事務所の項の改正規定及び同条例別表第二福岡県朝倉保健所の項の改正規定、第九条中福岡県労働福祉事務所設置条例第二条の表福岡県筑後労働福祉事務所の項の改正規定、第十一条の規定、第十二条中福岡県商工事務所設置条例第二条の表福岡県久留米商工事務所の項の改正規定、第十五条中福岡県家畜保健衛生所条例別表福岡県両筑家畜保健衛生所の項の改正規定、第十六条中福岡県農林事務所設置条例第二条第一項の表福岡県甘木農林事務所の項の改正規定、第十七条中福岡県土木事務所等設置条例第二条第一項の表福岡県甘

木土木事務所の項の改正規定並びに第十八条の規定 平成十八年三月二十日

四 第一条の規定、第三条中福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例第七十八条第二項の表福岡県飯塚地域農業改良普及センターの項の改正規定（「嘉穂郡穂波町」を「飯塚市」に改める部分に限る。）、第六条の規定及び第十条の規定 平成十八年三月二十六日

五 第二条中福岡県県税事務所設置条例第二条の表福岡県飯塚・直方県税事務所の項の改正規定（「山田市」を「嘉麻市」に改める部分に限る。）、第三条中福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例第七十八条第二項の表福岡県飯塚地域農業改良普及センターの項の改正規定（「山田市」を「嘉麻市」に改める部分に限る。）、同条例第二百二十条の二第二項の表九十七から九十九までの項の改正規定及び同条例第二百二十一条第二項の表十八の項の改正規定、第五条中福岡県事務処理の特例に関する条例別表四一の項の改正規定（「田川市」「山田市」を「田川市」に、「那珂川町」を「嘉麻市」「那珂川町」に改める部分に限る。）、第七条中福岡県児童相談所条例第二条第一項の表福岡県田川児童相談所の項の改正規定（「豊前市」を「豊前市」「宮若市」に改める部分を除く。）、第八条中福岡県保健福祉環境事務所の設置等に関する条例別表第一福岡県嘉穂保健福祉環境事務所の項の改正規定及び同条例別表第二福岡県嘉穂保健所の項の改正規定、第九条中福岡県労働福祉事務所設置条例第二条の表福岡県筑豊労働福祉事務所の項の改正規定（「山田市」を「嘉麻市」に改める部分に限る。）、第十二条中福岡県商工事務所設置条例第二条の表福岡県飯塚商工事務所の項の改正規定（「山田市」を「嘉麻市」に改める部分に限る。）、第十五条中福岡県家畜保健衛生所条例別表福岡県筑豊家畜保健衛生所の項の改正規定（「田川市」の下に「宮若市」を加える部分を除く。）、第十六条中福岡県農林事務所設置条例第二条第一項の表福岡県飯塚農林事務所の項の改正規定（「山田市」を「嘉麻市」に改める部分に限る。）並びに第十七条中福岡県土木事務所等設置条例第二条第一項の表福岡県飯塚土木事務所の項の改正規定 平成十八年三月二十七日

福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十二月二十八日

福岡県条例第五十九号

福岡県知事 麻生 渡

福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(福岡県職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 福岡県職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十条の二第一項第一号中「三十万七千九百円」を「三十万六千九百円」に改める。

第十二条第三項中「一万三千五百円」を「一万三千元」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第1 (第6条関係) 行政職給料表

職員の区分	職務の級 号	給		給		給		給		給		給		給		
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	1	—	—	176,800	209,500	226,100	246,700	265,500	285,800	317,200	354,700	400,500				
	2	129,600	163,600	183,800	217,500	235,000	255,500	274,700	295,800	329,200	366,700	414,600				
	3	134,000	170,200	190,800	225,500	243,900	264,300	283,900	305,800	341,200	378,700	428,700				
	4	138,400	176,800	198,000	233,900	252,900	273,300	293,300	315,800	353,000	390,900	443,000				
	5	142,800	183,800	205,000	242,800	261,500	282,400	303,100	326,100	364,800	403,000	457,200				
	6	148,000	189,600	212,600	251,700	270,000	291,400	312,800	336,500	376,300	415,300	471,100				
	7	153,800	194,900	220,400	260,100	278,600	300,600	322,600	346,800	387,700	427,200	485,000				
	8	159,700	200,000	228,300	268,500	287,100	309,900	332,500	356,600	399,100	439,000	498,800				
	9	166,000	205,100	235,700	276,800	295,500	319,100	342,100	366,100	410,700	450,200	512,600				
	10	170,600	210,000	242,100	284,900	303,900	328,400	351,500	375,400	422,100	461,200	526,400				
	11	174,000	214,400	248,400	292,700	312,200	337,600	360,700	384,700	432,800	471,800	540,200				
	12	177,000	218,800	254,600	300,400	320,100	346,800	369,700	394,000	442,500	481,300	551,300				
	13	179,700	223,000	260,100	307,700	327,500	356,000	378,300	403,200	451,900	490,000	558,300				
	14	182,200	227,300	265,600	314,600	334,900	364,900	386,700	411,800	459,600	497,400	565,200				
	15	184,200	230,500	270,600	321,400	342,000	373,500	393,700	419,700	466,000	504,200	571,100				
16	186,200	233,400	275,700	327,400	347,500	381,000	399,200	425,500	472,400	508,600	575,700					
17	187,800	236,500	280,200	333,000	352,200	386,500	403,900	431,100	476,900	513,000						
18		239,400	284,200	336,600	356,200	391,500	408,100	434,900	481,200							
19		242,300	287,900	339,900	359,500	394,900	411,500	438,500	485,300							
20		244,100	291,100	342,900	362,300	398,400	415,200	442,400	489,400							
21		293,400	345,200	365,200	401,800	418,700	446,000									
22		295,200	347,400	367,700	405,200	422,200	449,600									
23		297,200	349,700	370,200	408,500	425,700	453,200									
24		299,100	351,900	372,700	411,900	429,200										
25		301,100	354,100	375,300	415,300	432,700										
26		303,000	356,500	377,800	418,700	436,200										
27		304,800	358,700	380,400	422,100	439,700										
28		306,700	361,000	383,000	425,500											
29		308,700	363,200	428,900												
30		310,600		432,300												
31		312,500														
32		314,400														
33		316,200														
再任用職員		149,600	186,800	214,600	251,000	288,200	291,800	308,700	330,200	364,600	399,000	451,600				

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2 (第6条関係) 医療職給料表

イ 医療職給料表 (一)

職員の区分	職務の級 号 給	給料月額			
		1 級	2 級	3 級	4 級
再任用職員 以外の職員	1	—	278,800	329,400	411,600
	2	225,300	294,900	345,900	424,300
	3	235,200	311,000	362,400	437,000
	4	245,100	327,200	379,000	449,000
	5	260,100	343,500	395,600	460,700
	6	276,000	359,800	408,000	472,000
	7	291,800	376,200	420,800	483,300
	8	306,700	392,800	433,200	493,900
	9	322,100	405,200	445,200	504,300
	10	336,700	416,600	456,600	514,300
	11	349,600	427,100	467,400	523,900
	12	362,200	436,600	478,200	533,600
	13	374,600	445,700	488,400	542,500
	14	383,700	454,600	498,100	551,000
	15	392,500	463,200	507,800	559,600
16	399,700	471,900	516,100	567,900	
17	404,300	480,400	524,500	576,300	
18	408,800	486,300	532,900	584,000	
19	411,300	491,200	539,500	590,500	
20		495,300	545,900	595,700	
21		498,600	550,600	600,300	
22		502,100	555,200		
23		505,600	559,800		
24		509,000	563,800		
25		512,400	567,900		
再任用職員		293,800	345,400	396,500	463,700

備考 この表は、本庁、医療機関等(病院、保健福祉環境事務所、保健環境研究所等)をいう。以下同じ。)に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級 号 給	給料月額							
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
再任用職員 以外の職員	1	—	—	197,600	219,700	254,900	295,800	329,600	392,200
	2	133,200	169,800	204,700	227,900	264,300	305,800	341,000	404,200
	3	138,600	176,100	211,800	236,100	273,700	315,800	352,400	416,200
	4	144,000	182,400	219,000	244,500	283,100	325,800	364,100	428,100
	5	150,800	188,800	226,700	252,900	292,500	335,800	375,600	440,100
	6	157,400	195,500	234,800	261,400	302,200	345,700	386,900	452,000
	7	165,000	201,900	243,000	269,800	311,800	355,300	398,400	463,800
	8	172,600	208,500	251,300	278,400	321,500	364,800	410,000	475,600
	9	178,700	214,900	259,600	287,000	331,000	374,200	421,600	487,700
	10	184,800	221,700	267,900	295,700	340,400	383,700	432,700	500,000
	11	190,100	229,000	276,200	304,400	349,500	393,200	442,700	512,500
	12	195,500	235,900	284,400	312,900	358,600	402,600	452,200	520,000
	13	200,600	242,600	292,300	321,100	367,000	411,200	460,100	527,100
	14	205,500	249,000	300,200	328,800	375,500	419,300	466,300	533,700
	15	210,300	255,400	307,900	336,400	383,200	425,300	472,700	540,300
16	214,700	260,900	315,100	343,500	389,300	431,000	479,300	545,600	
17	219,100	266,300	322,100	349,300	395,000	434,900	483,400	549,900	
18	223,200	271,300	328,500	354,300	399,600	438,500	487,500		
19	227,400	276,400	334,500	358,900	404,100	442,400	491,600		
20	230,800	280,800	338,400	362,300	407,900	446,000			
21	233,700	285,200	342,400	365,800	411,200	449,600			
22	236,700	288,400	345,700	369,000		453,200			
23	239,000	290,900	348,400	371,800					
24	240,700	293,200	351,000	374,600					
25		294,800	353,300	376,900					
26		296,600	355,600	379,200					
27		298,300	357,600	381,700					
28		300,200	359,700	384,300					
29		301,900	361,800						
30		364,000							
31	187,800	214,800	252,600	269,900	300,000	337,700	373,100	436,600	

備考 この表は、本庁、病院、保健福祉環境事務所、家畜保健衛生所等に勤務する獣医師、薬剤師、診療放射線技師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級 号 給	給料月額					給料月額 円
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	
再任用職員 以外の職員	1	145,900	169,900	213,400	235,300	265,100	300,500
	2	151,500	178,300	220,200	242,500	273,500	309,800
	3	157,100	186,700	227,100	249,700	281,900	319,100
	4	162,900	196,000	234,900	257,000	290,400	329,100
	5	169,100	201,600	242,100	264,400	298,700	339,300
	6	177,200	207,500	249,300	271,900	307,300	349,300
	7	185,600	213,400	256,600	279,600	315,900	359,000
	8	194,300	220,000	263,800	287,300	324,100	368,500
	9	199,400	226,900	271,100	295,100	332,400	377,800
	10	204,600	234,600	278,400	303,000	340,000	387,500
	11	209,900	241,800	286,000	311,000	347,400	397,300
	12	215,300	249,000	293,500	318,600	354,900	407,100
	13	220,900	256,300	301,000	326,100	362,200	416,300
	14	226,700	263,500	308,300	333,200	369,700	424,700
	15	232,600	270,700	315,300	340,000	376,900	433,300
	16	238,300	277,900	322,100	346,800	384,400	441,500
	17	243,900	285,200	328,500	353,300	391,400	449,200
	18	249,400	292,300	334,800	359,600	398,000	456,800
	19	255,200	299,100	340,700	365,800	403,900	464,500
	20	260,500	306,000	346,500	371,800	408,600	471,400
21	265,500	312,800	352,300	377,200	412,600	476,000	
22	270,500	318,800	358,000	382,500	416,800	480,000	
23	274,700	324,600	363,500	387,400	420,600	483,500	
24	279,100	330,400	368,600	391,500	423,900	487,000	
25	283,100	335,800	373,400	394,600	426,400		
26	287,200	339,700	377,400	397,700	428,900		
27	290,700	343,000	380,700	400,900	431,400		
28	293,800	345,900	383,700	403,800	433,900		
29	296,200	348,600	386,500	406,200	436,400		
30	298,300	350,700	389,300	408,300	438,900		
31	300,100	352,700	392,000	409,900	440,000		
32	302,000	354,600	394,300	411,000	441,000		
33	303,900	356,500	395,000	411,500	441,500		
34	305,800	358,600	395,300	411,800	441,800		
35	307,700	360,700	395,600	412,000	442,000		
36	309,600	362,900	395,900	412,200	442,200		
37	311,400	365,200	396,200	412,400	442,400		
38	313,500	367,400	396,500	412,600	442,600		
39	315,400	369,000	396,800	412,800	442,800		
40	317,400	370,000	397,000	413,000	443,000		
41	319,200	371,000	397,200	413,200	443,200		
42	324,500	374,100	397,400	413,400	443,400		
再任用職員		267,100	274,100	285,400	308,000	349,000	

備考 この表は、本庁、病院、保健福祉環境事務所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第3 (第6条関係) 研究職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	給料月額				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
再任用職員 以外の職員	1	—	—	243,000	281,900	327,300
	2	129,700	173,300	254,300	295,700	339,300
	3	134,100	183,000	267,500	309,500	351,300
	4	138,500	192,700	280,800	323,200	363,600
	5	143,500	201,700	293,900	337,100	375,800
	6	149,800	210,800	307,300	347,700	387,700
	7	157,300	220,300	320,900	357,500	400,200
	8	165,800	231,700	334,500	367,100	413,000
	9	174,800	243,000	344,400	376,600	426,500
	10	183,100	254,300	353,700	385,900	439,600
	11	190,300	264,100	362,200	395,000	452,600
	12	197,700	274,300	369,800	403,800	465,400
	13	205,400	284,200	376,500	412,500	477,800
	14	213,000	291,400	382,900	421,000	489,900
	15	220,800	298,000	389,000	429,200	501,600
16	229,000	304,700	395,000	436,800	513,000	
17	237,300	311,300	400,900	444,300	524,300	
18	243,600	317,900	406,000	451,700	535,900	
19	249,700	324,500	410,300	459,000	546,300	
20	255,700	330,900	414,700	465,400	554,000	
21	261,600	337,200	418,600	472,100	560,900	
22	267,000	343,400	422,500	477,100	566,800	
23	272,300	348,200	426,300	481,600	571,900	
24	277,400	352,300	430,100	485,400	575,900	
25	282,400	355,100	433,500			
26	287,100	357,900	436,800			
27	290,900	360,700				
28	294,500	363,500				
29	297,400	366,300				
30	299,800	369,000				
31	301,700					
32	303,800					
33	305,700					
再任用職員		216,900	262,600	296,500	339,300	394,700

備考 この表は、試験研究機関（保健環境研究所、工業技術センター、農業総合試験場、水産海洋技術センター、森林林業技術センター等）に勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条 福岡県職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項第一号中「百分の七十」を「百分の七十二・五」に、「百分の九十」を「百分の九十二・五」に改め、同項第二号中「勤勉手当基礎額に」の下に「六月に支給する場合には百分の四十（特定幹部職員にあつては、百分の五十）」を加える。

（福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第三条 福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年福岡県条例第七十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額 円
1	408,000
2	482,000
3	560,000
4	651,000
5	760,000
6	868,000

第五条第二項の表を次のように改める。

号給	給料月額 円
1	336,000
2	375,000
3	405,000

第四条 福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

（福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第五条 福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年福岡県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額 円
1	403,000
2	456,000
3	513,000
4	583,000
5	666,000
6	779,000
7	911,000

第六条 福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は、平成十八年四月一日から施行する。

（最高号給を超える給料月額の切替え等）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

（施行日前の異動者の号給等の調整）

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（人事委員会規則への委任）

4 前二項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部改正）

5 福岡県職員の給料の調整額に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 調整基本額表（第2条）

イ 行政職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	5,000円
2 級	6,400円
3 級	8,400円 ただし、1号給 7,956円 2号給 8,271円
4 級	9,600円 ただし、1号給 9,427円
5 級	10,200円 ただし、1号給 10,174円
6 級	11,300円 ただし、1号給 11,101円
7 級	11,600円
8 級	11,800円
9 級	12,800円

ロ 医療職給料表（一）

職務の級	調整基本額
1 級	10,900円 ただし、2号給 10,138円 3号給 10,584円
2 級	13,600円 ただし、1号給 12,546円 2号給 13,270円
3 級	15,200円 ただし、1号給 14,823円
4 級	16,400円

ハ 医療職給料表（二）

職務の級	調整基本額
1 級	6,000円 ただし、2号給 5,994円
2 級	7,900円 ただし、2号給 7,641円
3 級	9,500円 ただし、1号給 8,892円 2号給 9,211円
4 級	10,100円 ただし、1号給 9,886円
5 級	11,000円
6 級	11,900円
7 級	13,000円
8 級	14,600円

ニ 医療職給料表（三）

職務の級	調整基本額
1 級	8,000円 ただし、2号給 6,565円 3号給 6,817円 4号給 7,069円 5号給 7,330円 6号給 7,609円 7号給 7,974円
2 級	9,800円 ただし、2号給 7,645円 3号給 8,023円 4号給 8,401円 5号給 8,820円 6号給 9,072円 7号給 9,337円 8号給 9,603円
3 級	10,100円 ただし、1号給 9,603円 2号給 9,909円
4 級	10,500円
5 級	11,400円
6 級	12,400円

ホ 研究職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	7,900円 ただし、2号給 5,836円 3号給 6,034円 4号給 6,232円 5号給 6,457円 6号給 6,741円 7号給 7,078円 8号給 7,461円 9号給 7,866円
2 級	9,500円 ただし、2号給 7,798円 3号給 8,235円 4号給 8,671円 5号給 9,076円 6号給 9,486円
3 級	11,400円 ただし、1号給 10,935円
4 級	12,200円
5 級	15,400円 ただし、1号給 14,728円 2号給 15,268円

へ 教育職給料表（一）

職務の級	調整基本額
1 級	10,900円 ただし、2号給 8,707円 3号給 9,099円 4号給 9,490円 5号給 9,891円 6号給 10,318円 7号給 10,741円
2 級	12,500円 ただし、1号給 10,755円 2号給 11,335円 3号給 11,916円 4号給 12,487円
3 級	13,400円 ただし、1号給 12,150円 2号給 12,816円
4 級	16,000円 ただし、1号給 15,736円

ト 教育職給料表（二）

職務の級	調整基本額
1 級	9,700円 ただし、2号給 6,340円 3号給 6,615円 4号給 6,889円 5号給 7,213円 6号給 7,569円 7号給 7,969円 8号給 8,419円 9号給 8,716円 10号給 9,013円 11号給 9,315円 12号給 9,634円
2 級	12,000円 ただし、1号給 7,681円 2号給 8,082円 3号給 8,572円 4号給 8,883円 5号給 9,193円 6号給 9,526円 7号給 9,882円 8号給 10,372円 9号給 10,890円 10号給 11,412円 11号給 11,965円
3 級	12,900円
4 級	14,000円

チ 教育職給料表 (三)

職務の級	調整基本額	
1 級	8,500円	ただし、2号給 6,340円 3号給 6,615円 4号給 6,889円 5号給 7,213円 6号給 7,569円 7号給 7,969円 8号給 8,419円
2 級	11,900円	ただし、2号給 6,934円 3号給 7,308円 4号給 7,681円 5号給 8,082円 6号給 8,572円 7号給 8,883円 8号給 9,193円 9号給 9,526円 10号給 9,882円 11号給 10,372円 12号給 10,890円 13号給 11,412円
3 級	12,500円	ただし、1号給 11,866円 2号給 12,474円
4 級	13,600円	

リ 公安職給料表

職務の級	調整基本額	
1 級	8,000円	ただし、2号給 6,732円 3号給 7,029円 4号給 7,326円 5号給 7,645円 6号給 7,956円
2 級	8,900円	ただし、2号給 7,393円 3号給 7,717円 4号給 8,041円 5号給 8,451円 6号給 8,896円
3 級	9,700円	ただし、2号給 8,545円 3号給 8,905円 4号給 9,265円 5号給 9,630円
4 級	10,700円	ただし、1号給 10,012円 2号給 10,363円
5 級	11,700円	ただし、1号給 11,574円
6 級	11,900円	
7 級	12,200円	
8 級	12,700円	
9 級	13,200円	
10 級	14,000円	

(福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)
6 福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十七年福岡県条例第二号)の一部を次のように改正する。

附則第四項に後段として次のように加える。

この場合において、福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十七年福岡県条例第五十九号。以下「一部改正条例」という。)の施行の日以後もこの項前段の規定の適用を受ける職員の同日以後の給料月額については、切替日の前日に係る給料月額について一部改正条例の施行の日における一部改正条例第一条の規定による改正後の福岡県職員の給与に関する条例の規定によるものとした場合の旧給料月額に達することとなるまでの間、当該旧給料月額とする。

福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十二月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第六十号

福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

例

福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例(昭和二十八年福岡県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例(以下「改正後の特別職給与条例」という。)の規定は、平成十七年十二月一日(以下「適用日」という。)から適用する。

(期末手当の内払)

2 改正前の福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて適用日以後の分として支払われた期末手当は、改正後の特別職給与条例の規定による期

末手当の内払とみなす。

福岡県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十二月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第六十一号

福岡県情報公開条例の一部を改正する条例

福岡県情報公開条例(平成十三年福岡県条例第五号)の一部を次のように改正する。
目次中「第三十七条」を「第三十七条の二」に改める。

第二条第一項中「内水面漁場管理委員会」の下に「、県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))並びに福岡県住宅供給公社、福岡県道路公社、福岡北九州高速道路公社及び福岡県土地開発公社(以下「福岡県住宅供給公社等」という。))」を加え、同条第二項中「、実施機関の職員」の下に「(県が設立した地方独立行政法人及び福岡県住宅供給公社等)あつては、役員を含む。以下同じ。))」を加え、同条に次の一項を加える。

3 この条例において「地方三公社」とは、次に掲げる法人をいう。

一 地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第百二十四号)第一条に規定する地方住宅供給公社

二 地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)第一条に規定する地方道路公社

三 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)第十条に規定する土地開発公社

第七条第一項第一号ハ中「特定独立行政法人」の下に「及び日本郵政公社」を、「規定する地方公務員」の下に「並びに地方独立行政法人及び地方三公社の役員及び職員」を加え、同項第二号中「及び地方公共団体」を「、地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社」に改め、同項第三号中「及び他の地方公共団体」を「、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社」に改め、同項第四号中「若しくは他の地方公共団体」を「、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは地方三公社」に改め、同号ロ中「又は他の地方公共団体」を「、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は地方三

公社」に改め、同号ホ中「独立行政法人等」の下に「、地方独立行政法人若しくは地方三公社」を加える。

第十五条第一項中「及び他の地方公共団体」を「、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社」に改める。

第十九条の次に次の一条を加える。

(地方独立行政法人等に対する異議申立て)

第十九条の二 県が設立した地方独立行政法人若しくは福岡県住宅供給公社等が行った開示決定等又は県が設立した地方独立行政法人若しくは福岡県住宅供給公社等に対する開示請求に係る不作為について不服がある者は、行政不服審査法の規定に基づく異議申立てをすることができる。この場合においては、前条の規定を準用する。

第二十条中「前条」を「第十九条(前条において準用する場合を含む。)」に改める。

第二十四条第二号中「第十九条」の下に「(第十九条の二において準用する場合を含む。)」を加える。

第四章中第三十七条の次に次の一条を加える。

(指定管理者の情報公開)

第三十七条の二 県が設置した公の施設の管理を行う指定管理者(地方自治法(昭和十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、その管理する公の施設の管理に係る情報の公開に努めるものとする。

2 実施機関は、前項の指定管理者に対し、その管理する公の施設の管理に係る情報の公開が推進されるよう必要な指導に努めるものとする。

第四十二条中「三十万円」を「五十万円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 改正後の福岡県情報公開条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後に実施機関の職員(県が設立した地方独立行政法人及び福岡県住宅供給公社等)は、役員を含む。以下同じ。)が作成し、又は取得した公文書について

適用し、同日前に実施機関の職員が作成し、又は取得した公文書については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前に改正前の福岡県情報公開条例(次項において「旧条例」という。)の規定により知事に対してなされた行為のうち、県が設立した地方独立行政法人が知事から承継した公文書に係るものは、新条例の規定により県が設立した地方独立行政法人に対してなされたものとみなす。

4 この条例の施行前に旧条例の規定により知事が行った行為のうち、県が設立した地方独立行政法人が知事から承継した公文書に係るものは、新条例の規定により県が設立した地方独立行政法人が行ったものとみなす。

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

福岡県個人情報保護条例の一部を改正する条例

福岡県条例第六十二号

福岡県個人情報保護条例の一部を改正する条例

福岡県個人情報保護条例(平成十六年福岡県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「内水面漁場管理委員会」の下に「並びに県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」を加え、同条第三号を次のように改める。

三 公文書 実施機関の職員(県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録

(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

イ 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを

福岡県知事 麻生 渡

目的として発行されるもの

ロ 図書館、美術館その他これらに類する施設において、一般の利用に供することを目的として管理しているもの

第二条第五号中「及び地方公共団体」を「、地方公共団体及び地方独立行政法人」に改める。

第三条第三項第六号中「又は他の地方公共団体」を「、他の地方公共団体又は県が設立した地方独立行政法人以外の地方独立行政法人」に改める。

第五条第二項第三号中「若しくは他の地方公共団体」を「、他の地方公共団体若しくは県が設立した地方独立行政法人以外の地方独立行政法人」に改める。

第十四条第一項第三号中「及び他の地方公共団体」を「、他の地方公共団体及び地方独立行政法人」に改め、同項第四号中「若しくは他の地方公共団体」を「、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人」に改め、同号ロ中「又は他の地方公共団体」を「、他の地方公共団体又は地方独立行政法人」に改め、同号ホ中「又は独立行政法人等」を「、独立行政法人等又は地方独立行政法人」に改める。

第二十一条第一項中「及び他の地方公共団体」を「、他の地方公共団体及び地方独立行政法人」に改める。

第四十条の次に次の一条を加える。

(県が設立した地方独立行政法人に対する異議申立て)

第四十条の二 県が設立した地方独立行政法人がした開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法の規定に基づく異議申立てをすることができる。この場合においては、前条の規定を準用する。

第四十一条中「前条」を「第四十条(前条において準用する場合を含む。)」に改める。

第五十一条第二項第二号中「第四十条」の下に「(第四十条の二において準用する場合を含む。)」を加える。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の福岡県個人情報保護条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後に実施機関の職員(県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。)が作成し、又は取得した公文書に記録された個人情報について適用し、同日前に実施機関の職員が作成し、又は取得した公文書に記録された個人情報については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日に現に実施機関(県が設立した地方独立行政法人に限る。)において行われている個人情報取扱事務に係る新条例第十条第二項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについて、この条例の施行後遅滞なく」とする。

4 この条例の施行前に改正前の福岡県個人情報保護条例(次項において「旧条例」という。)の規定により知事に対してなされた行為のうち、県が設立した地方独立行政法人が知事から承継した公文書に係るものは、新条例の規定により県が設立した地方独立行政法人に対してなされたものとみなす。

5 この条例の施行前に旧条例の規定により知事が行った行為のうち、県が設立した地方独立行政法人が知事から承継した公文書に係るものは、新条例の規定により県が設立した地方独立行政法人が行ったものとみなす。

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十二月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第六十三号

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

附属機関の設置に関する条例(昭和二十八年福岡県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

別表知事の部福岡県社会福祉審議会の項中「(児童福祉に関する事項を除く。)」を「並びに同法第十二条第一項の規定による児童福祉に関する事項」に改め、同表知事の部福岡県児童福祉審議会の項を削る。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年三月十七日から施行する。
(福岡県青少年健全育成条例の一部改正)
- 2 福岡県青少年健全育成条例(平成十七年福岡県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。
第十条第二項中「福岡県児童福祉審議会」を「福岡県社会福祉審議会」に改める。

福岡県旅券発給手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十二月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第六十四号

福岡県旅券発給手数料条例の一部を改正する条例

福岡県旅券発給手数料条例(平成十二年福岡県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第九条第一項本文」を「第十条第一項本文」に、「第十条の二」を「第十一条」に改め、同条第二号中「法第八条第一項」を「法第九条第一項」に改め、同条第三号中「法第九条第一項ただし書」を「法第十条第一項ただし書」に改め、同条中第四号を削り、第五号を第四号とする。

附則

この条例は、旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第五十五号)の施行の日から施行する。

福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十二月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第六十五号

福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 福岡県公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第五十一号

の)の一部を次のように改正する。
第十一条の二第一項第一号中「三十万七千九百円」を「三十万六千九百円」に改め、同項第二号中「五万二百円」を「五万円」に改める。
第十二条第三項中「一万三千五百円」を「一万三千元」に改める。
別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第1 (第6条関係) 教育職給料表

イ 教育職給料表(一)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	—	239,000	270,000	349,700
	2	193,500	251,900	284,800	364,700
	3	202,200	264,800	299,600	379,700
	4	210,900	277,500	314,700	392,100
	5	219,800	291,100	329,500	404,200
	6	229,300	304,900	344,700	416,200
	7	238,700	318,600	359,500	427,900
	8	251,100	331,700	374,400	439,300
	9	263,400	345,100	385,300	450,800
	10	275,800	357,900	395,700	461,900
	11	287,100	367,700	405,200	473,100
	12	299,100	377,700	414,200	484,500
	13	310,900	387,200	422,800	495,600
	14	318,700	395,800	431,100	506,800
	15	325,600	404,100	438,700	517,900
再任用 職員以 外の職 員	16	332,200	411,700	446,100	528,200
	17	338,700	419,100	453,200	537,400
	18	345,100	426,200	459,300	546,400
	19	350,900	433,200	464,900	555,300
	20	356,600	439,000	470,400	564,200
	21	362,200	443,900	475,800	572,400
	22	367,600	448,300	481,100	578,700
	23	373,100	451,400	486,300	583,600
	24	377,700	454,500	491,400	588,200
	25	381,600	457,300	495,400	
	26	384,500	460,400	498,700	
	27	387,200	463,400	502,000	
	28	390,100	466,500		
	29	392,800	469,500		
	30	395,600			
	31	398,200			
	32	401,000			
	33	403,700			
	34	406,600			
	35	409,400			
再任用職員		287,200	303,200	335,300	416,400

備考 この表は、県立の大学に勤務する教授、助教授、講師及び助手に適用する。

□ 教育職給料表（二）

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	—	170,700	296,400	393,500
	2	140,900	179,600	310,100	403,500
	3	147,000	190,500	323,500	413,500
	4	153,100	197,400	336,700	422,900
	5	160,300	204,300	346,700	432,200
	6	168,200	211,700	356,800	441,600
	7	177,100	219,600	367,100	450,500
	8	187,100	230,500	376,900	459,200
	9	193,700	242,000	386,400	467,600
	10	200,300	253,600	395,900	476,600
	11	207,000	265,900	404,700	485,500
	12	214,100	278,500	413,500	495,400
	13	221,400	291,500	422,100	504,400
	14	229,600	305,100	430,200	512,800
	15	237,300	318,400	437,900	520,100
	16	245,200	331,000	445,300	524,500
	17	253,100	340,900	452,700	528,900
	18	260,800	350,700	460,600	
	19	268,500	360,700	468,600	
	20	276,100	370,100	476,500	
	21	282,900	379,400	484,300	
	22	289,500	388,200	492,100	
	23	295,500	396,100	498,900	
	24	301,500	403,100	502,900	
	25	307,400	410,300	506,900	
	26	313,100	417,000		
	27	318,900	423,300		
	28	324,300	428,700		
	29	329,700	433,900		
	30	334,700	438,700		
	31	338,400	442,900		
	32	341,300	447,200		
	33	344,100	451,400		
	34	346,900	454,200		
	35	348,900	457,000		
	36	350,900	459,800		
	37	352,700	462,600		
	38	354,400	465,400		
	39	356,100	468,200		
	40	358,300			
	41	360,300			
	42	362,300			
	43	364,300			
	44	366,300			
	45	368,300			
	46	370,300			
	47	372,300			
再任用職員		237,800	282,800	353,800	429,600

備考1 この表は、県立の高等学校及びこれに準ずる学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

ハ 教育職給料表（三）

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	—	—	255,700	390,200
	2	140,900	154,100	269,200	398,800
	3	147,000	162,400	282,700	407,400
	4	153,100	170,700	296,400	415,800
	5	160,300	179,600	310,100	424,200
	6	168,200	190,500	323,500	432,400
	7	177,100	197,400	336,700	440,100
	8	187,100	204,300	346,700	447,700
	9	193,700	211,700	356,800	454,900
	10	200,200	219,600	367,100	461,700
	11	206,800	230,500	375,700	468,400
	12	213,500	242,000	384,100	475,300
	13	220,400	253,600	392,100	482,400
	14	227,700	265,900	399,800	488,800
	15	234,900	278,500	407,300	494,000
	16	241,900	291,500	414,700	497,900
	17	249,000	305,100	421,900	501,800
	18	255,500	318,400	428,600	
	19	261,800	331,000	435,200	
再任用 職員以 外の職 員	20	268,300	340,900	441,700	
	21	274,100	350,700	447,400	
	22	279,400	360,500	452,800	
	23	284,300	368,800	457,300	
	24	289,000	376,900	461,500	
	25	293,100	384,500	465,200	
	26	296,500	391,300	468,300	
	27	299,800	397,600	471,100	
	28	303,100	403,300	473,900	
	29	305,500	408,500		
	30	307,200	413,300		
	31	309,000	418,100		
	32	310,700	422,700		
	33	312,400	426,700		
	34	314,100	430,900		
	35	315,800	434,800		
	36	317,500	438,400		
	37	319,200	440,800		
	38		443,200		
	39		445,600		
	40		448,000		
	41		450,400		
	42		452,800		
再任用職員		226,400	279,400	346,100	419,400

備考1 この表は、小学校、中学校及びこれらに準ずる学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2 (第6条関係) 行政職給料表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	—	—	176,800	209,500	226,100	246,700	265,500	285,800	317,200	354,700
	2	129,600	163,600	183,800	217,500	235,000	255,500	274,700	295,800	329,200	366,700
	3	134,000	170,200	190,800	225,500	243,900	264,300	283,900	305,800	341,200	378,700
	4	138,400	176,800	198,000	233,900	252,900	273,300	293,300	315,800	353,000	390,900
	5	142,800	183,800	205,000	242,800	261,500	282,400	303,100	326,100	364,800	403,000
	6	148,000	189,600	212,600	251,700	270,000	291,400	312,800	336,500	376,300	415,300
	7	153,800	194,900	220,400	260,100	278,600	300,600	322,600	346,800	387,700	427,200
	8	159,700	200,000	228,300	268,500	287,100	309,900	332,500	356,600	399,100	439,000
	9	166,000	205,100	235,700	276,800	295,500	319,100	342,100	366,100	410,700	450,200
	10	170,600	210,000	242,100	284,900	303,900	328,400	351,500	375,400	422,100	461,200
	11	174,000	214,400	248,400	292,700	312,200	337,600	360,700	384,700	432,800	471,800
	12	177,000	218,800	254,600	300,400	320,100	346,800	369,700	394,000	442,500	481,300
	13	179,700	223,000	260,100	307,700	327,500	356,000	378,300	403,200	451,900	490,000
	14	182,200	227,300	265,600	314,600	334,900	364,900	386,700	411,800	459,600	497,400
	15	184,200	230,500	270,600	321,400	342,000	373,500	393,700	419,700	466,000	504,200
再任用 職員以 外の職 員	16	186,200	233,400	275,700	327,400	347,500	381,000	399,200	425,500	472,400	508,600
	17	187,800	236,500	280,200	333,000	352,200	386,500	403,900	431,100	476,900	513,000
	18		239,400	284,200	336,600	356,200	391,500	408,100	434,900	481,200	
	19		242,300	287,900	339,900	359,500	394,900	411,500	438,500	485,300	
	20		244,100	291,100	342,900	362,300	398,400	415,200	442,400	489,400	
	21			293,400	345,200	365,200	401,800	418,700	446,000		
	22			295,200	347,400	367,700	405,200	422,200	449,600		
	23			297,200	349,700	370,200	408,500	425,700	453,200		
	24			299,100	351,900	372,700	411,900	429,200			
	25			301,100	354,100	375,300	415,300	432,700			
	26			303,000	356,500	377,800	418,700	436,200			
	27			304,800	358,700	380,400	422,100	439,700			
	28			306,700	361,000	383,000	425,500				
	29			308,700	363,200		428,900				
	30			310,600			432,300				
	31			312,500							
	32			314,400							
	33			316,200							
再任用職員		149,600	186,800	214,600	251,000	268,200	291,800	308,700	330,200	364,600	399,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第3 (第6条関係) 医療職給料表

イ 医療職給料表(一)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	— 円	278,800 円	329,400 円	411,600 円
	2	225,300	294,900	345,900	424,300
	3	235,200	311,000	362,400	437,000
	4	245,100	327,200	379,000	449,000
	5	260,100	343,500	395,600	460,700
	6	276,000	359,800	408,000	472,000
	7	291,800	376,200	420,800	483,300
	8	306,700	392,800	433,200	493,900
	9	322,100	405,200	445,200	504,300
	10	336,700	416,600	456,600	514,300
再任用 職員以 外の職 員	11	349,600	427,100	467,400	523,900
	12	362,200	436,600	478,200	533,600
	13	374,600	445,700	488,400	542,500
	14	383,700	454,600	498,100	551,000
	15	392,500	463,200	507,800	559,600
	16	399,700	471,900	516,100	567,900
	17	404,300	480,400	524,500	576,300
	18	408,800	486,300	532,900	584,000
	19	411,300	491,200	539,500	590,500
	20		495,300	545,900	595,700
	21		498,600	550,600	600,300
	22		502,100	555,200	
	23		505,600	559,800	
	24		509,000	563,800	
	25		512,400	567,900	
再任用職員		293,800	345,400	396,500	463,700

備考 この表は、九州歯科大学に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

□ 医療職給料表（二）

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	—	—	197,600	219,700	254,900	295,800	329,600
	2	133,200	169,800	204,700	227,900	264,300	305,800	341,000
	3	138,600	176,100	211,800	236,100	273,700	315,800	352,400
	4	144,000	182,400	219,000	244,500	283,100	325,800	364,100
	5	150,800	188,800	226,700	252,900	292,500	335,800	375,600
	6	157,400	195,500	234,800	261,400	302,200	345,700	386,900
	7	165,000	201,900	243,000	269,800	311,800	355,300	398,400
	8	172,600	208,500	251,300	278,400	321,500	364,800	410,000
	9	178,700	214,900	259,600	287,000	331,000	374,200	421,600
	10	184,800	221,700	267,900	295,700	340,400	383,700	432,700
	11	190,100	229,000	276,200	304,400	349,500	393,200	442,700
	12	195,500	235,900	284,400	312,900	358,600	402,600	452,200
	13	200,600	242,600	292,300	321,100	367,000	411,200	460,100
	14	205,500	249,000	300,200	328,800	375,500	419,300	466,300
再任用 職員以 外の職 員	15	210,300	255,400	307,900	336,400	383,200	425,300	472,700
	16	214,700	260,900	315,100	343,500	389,300	431,000	479,300
	17	219,100	266,300	322,100	349,300	395,000	434,900	483,400
	18	223,200	271,300	328,500	354,300	399,600	438,500	487,500
	19	227,400	276,400	334,500	358,900	404,100	442,400	491,600
	20	230,800	280,800	338,400	362,300	407,900	446,000	
	21	233,700	285,200	342,400	365,800	411,200	449,600	
	22	236,700	288,400	345,700	369,000		453,200	
	23	239,000	290,900	348,400	371,800			
	24	240,700	293,200	351,000	374,600			
	25		294,800	353,300	376,900			
	26		296,600	355,600	379,200			
	27		298,300	357,600	381,700			
	28		300,200	359,700	384,300			
	29		301,900	361,800				
	30			364,000				
	31			366,200				
再任用職員		187,800	214,800	252,600	269,900	300,000	337,700	373,100

備考 この表は、福岡県公立学校に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表（三）

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	—	—	213,400	235,300	265,100	300,500
	2	145,900	169,900	220,200	242,500	273,500	309,800
	3	151,500	178,300	227,100	249,700	281,900	319,100
	4	157,100	186,700	234,900	257,000	290,400	329,100
	5	162,900	196,000	242,100	264,400	298,700	339,300
	6	169,100	201,600	249,300	271,900	307,300	349,300
	7	177,200	207,500	256,600	279,600	315,900	359,000
	8	185,600	213,400	263,800	287,300	324,100	368,500
	9	194,300	220,000	271,100	295,100	332,400	377,800
	10	199,400	226,900	278,400	303,000	340,000	387,500
	11	204,600	234,600	286,000	311,000	347,400	397,300
	12	209,900	241,800	293,500	318,600	354,900	407,100
	13	215,300	249,000	301,000	326,100	362,200	416,300
	14	220,900	256,300	308,300	333,200	369,700	424,700
	15	226,700	263,500	315,300	340,000	376,900	433,300
	16	232,600	270,700	322,100	346,800	384,400	441,500
	17	238,300	277,900	328,500	353,300	391,400	449,200
	18	243,900	285,200	334,800	359,600	398,000	456,800
	19	249,400	292,300	340,700	365,800	403,900	464,500
再任用 職員以 外の職 員	20	255,200	299,100	346,500	371,800	408,600	471,400
	21	260,500	306,000	352,300	377,200	412,600	476,000
	22	265,500	312,800	358,000	382,500	416,800	480,000
	23	270,500	318,800	363,500	387,400	420,600	483,500
	24	274,700	324,600	368,600	391,300	423,900	487,000
	25	279,100	330,400	373,400	394,600	426,400	
	26	283,100	335,800	377,400	397,700	428,900	
	27	287,200	339,700	380,700	400,900	431,400	
	28	290,700	343,000	383,700	403,800	433,900	
	29	293,800	345,900	386,500	406,200	436,400	
	30	296,200	348,600	389,300		438,900	
	31	298,300	350,700	392,000			
	32	300,100	352,700	394,300			
	33	302,000	354,600				
	34	303,900	356,500				
	35	305,800	358,600				
	36	307,700	360,700				
	37	309,600	362,900				
	38	311,400	365,200				
	39	313,500	367,400				
	40	315,400					
	41	317,400					
	42	319,200					
再任用職員		234,500	267,100	274,100	285,400	308,000	349,000

備考 この表は、県立の大学に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条 福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項第一号中「百分の七十」を「百分の七十二・五」に、「百分の九十」を「百分の九十二・五」に改め、同項第二号中「勤勉手当基礎額に」の下に「六月に支給する場合には」を、「百分の四十五」の下に「十二月に支給する場合には」は百分の四十（特定幹部職員にあつては、百分の五十）を加える。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十八年四月一日から施行する。

(最高号給を超える給料月額切替え等)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(人事委員会規則への委任)

4 前二項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

5 福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年福岡県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第六項に後段として次のように加える。

この場合において、福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年福岡県条例第六十五号。以下「一部改正条例」という。）の施行の

日以後もこの項前段の規定の適用を受ける職員の同日以後の給料月額については、切替日の前日に係る給料月額について一部改正条例の施行の日における一部改正条例第一条の規定による改正後の福岡県公立学校職員の給与に関する条例の規定によるものとした場合の旧給料月額に達することとなるまでの間、当該旧給料月額とする。

福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十七年十二月二十八日
福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第六十六号

福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例

第一条 福岡県警察の組織及び定員に関する条例（昭和二十九年福岡県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

別表福岡県折尾警察署の項中「本城一丁目から五丁目まで」の下に「本城学研台一丁目及び二丁目」を加える。

別表福岡県小倉南警察署の項を次のように改める。

福岡県小倉南警察署	北九州市小倉南区	北九州市小倉南区 京都郡荻田町のうち、空港南町（県道新北九州空港線を除く。）
-----------	----------	---

別表福岡県直方警察署の項、福岡県宮田警察署の項及び福岡県飯塚警察署の項を次のように改める。

福岡県直方警察署	直方市	直方市 鞍手郡
福岡県宮若警察署	宮若市	宮若市
福岡県飯塚警察署	飯塚市	飯塚市 嘉穂郡のうち、桂川町及び稲築町

別表福岡県上嘉穂警察署の項中「福岡県飯塚警察署」を「福岡県飯塚警察署」に改め、同表福岡県甘木警察署の項を次のように改める。

福岡県朝倉警察署	朝倉市	朝倉市 朝倉郡
----------	-----	---------

別表福岡県久留米警察署の項中「久留米市東櫛原町」を「久留米市」に改め、同表福岡県小郡警察署の項及び福岡県うきは警察署の項を次のように改める。

福岡県小郡警察署	小郡市	久留米市のうち、北野町赤司、北野町石崎、北野町稲敷、北野町今山、北野町大城、北野町乙丸、北野町乙吉、北野町金島、北野町上弓削、北野町高良、北野町十郎丸、北野町陣屋、北野町千代島、北野町塚島、北野町富多、北野町鳥巢、北野町中、北野町中川、北野町中島、北野町仁王丸、北野町守部及び北野町八重亀 小郡市 三井郡
福岡県うきは警察署	うきは市	久留米市のうち、田主丸町秋成、田主丸町朝森、田主丸町石垣、田主丸町以真恵、田主丸町恵利、田主丸町上原、田主丸町志塚島、田主丸町菅原、田主丸町鷹取、田主丸町竹野、田主丸町田主丸、田主丸町地徳、田主丸町常盤、田主丸町豊城、田主丸町中尾、田主丸町長柄、田主丸町野田、田主丸町殖木、田主丸町船越、田主丸町牧、田主丸町益生田、田主丸町森部及び田主丸町八幡 うきは市

別表福岡県城島警察署の項を次のように改める。

福岡県城島警察署	久留米市	久留米市のうち、城島町青木島、城島町芦塚、城島町浮島、城島町内野、城島町江上、城島町江上上、城島町江上本、城島町江島、城島町大依、城島町上青木、城島町下青木、城島町下田、城島町城島、城島町四郎丸、城島町柘津、城島町西青木、城島町浜、城島町原中牟田、城島町六町原、三瀧町生岩、三瀧町志町原、三瀧町清松、三瀧町草場、三瀧町高三瀧、三瀧町田川、三瀧町玉満、三瀧町西牟田、三瀧町早津崎、三瀧町原田及び三瀧町福光
----------	------	---

別表福岡県行橋警察署の項中「京都郡」の下に「(福岡県小倉南警察署の管轄区域を除く。)」を加える。

第二条 福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を次のように改正する。

別表福岡県飯塚警察署の項及び福岡県上嘉穂警察署の項を次のように改める。

福岡県飯塚警察署	飯塚市	飯塚市 嘉麻市のうち、稲築才田、岩崎、漆生、鴨生、口春、平及び山野 嘉穂郡
福岡県上嘉穂警察署	嘉麻市	嘉麻市(福岡県飯塚警察署の管轄区域を除く。)

附則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表福岡県直方警察署の項、福岡県宮田警察署の項、福岡県久留米警察署の項、福岡県小郡警察署の項、福岡県うきは警察署の項及び福岡県城島警察署の項の改正規定 平成十八年二月十一日
 - 二 第一条中別表福岡県小倉南警察署の項及び福岡県行橋警察署の項の改正規定 平成十八年三月十六日
 - 三 第一条中別表福岡県甘木警察署の項の改正規定 平成十八年三月二十日
 - 四 第一条中別表福岡県飯塚警察署の項及び福岡県上嘉穂警察署の項の改正規定 平成十八年三月二十六日
 - 五 第二条の規定 平成十八年三月二十七日
 - 六 第一条中別表福岡県折尾警察署の項の改正規定 北九州市八幡西区の区域内に本城学研台一丁目及び二丁目の区域を新たに画する処分が効力を生ずる日
- 福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十七年十二月二十八日

福岡県条例第六十七号

福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 福岡県警察職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第五十号)の

福岡県知事 麻生 渡

部を次のように改正する。
第十一条第三項中「一万三千五百円」を「一万三千元」に改める。
別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第1 (第6条関係) 公安職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級		8 級		9 級		10 級	
		給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円
再任用職員 以外の職員	1	—	円	—	円	—	円	222,500	円	257,200	円	276,200	円	295,300	円	315,900	円	346,100	円	378,900	円
	2	149,600	円	164,300	円	189,900	円	230,300	円	266,200	円	285,500	円	305,100	円	326,000	円	356,300	円	390,700	円
	3	156,200	円	171,500	円	197,900	円	238,100	円	275,200	円	294,800	円	314,900	円	336,100	円	366,500	円	402,500	円
	4	162,800	円	178,700	円	205,900	円	246,800	円	284,300	円	304,200	円	324,800	円	346,100	円	376,500	円	414,400	円
	5	169,900	円	187,800	円	214,000	円	255,800	円	293,400	円	313,900	円	334,900	円	356,300	円	386,500	円	425,500	円
	6	176,800	円	197,700	円	221,300	円	264,900	円	302,600	円	323,800	円	344,900	円	366,500	円	396,500	円	435,900	円
	7	185,300	円	205,000	円	228,700	円	273,800	円	311,500	円	333,800	円	354,700	円	376,500	円	406,100	円	445,400	円
	8	195,000	円	212,400	円	235,900	円	282,800	円	320,200	円	343,700	円	364,500	円	386,300	円	415,800	円	454,900	円
	9	202,300	円	219,500	円	243,300	円	291,900	円	328,900	円	353,500	円	374,200	円	396,100	円	425,400	円	463,600	円
	10	209,600	円	226,200	円	251,400	円	301,000	円	337,600	円	363,100	円	383,800	円	405,600	円	434,900	円	472,500	円
再任用職員 以外の職員	11	216,700	円	233,200	円	259,300	円	309,300	円	346,200	円	372,500	円	393,400	円	415,100	円	444,000	円	480,800	円
	12	223,400	円	240,900	円	267,300	円	317,600	円	354,100	円	381,900	円	402,900	円	424,600	円	452,500	円	489,300	円
	13	230,400	円	247,800	円	275,300	円	325,800	円	362,000	円	391,300	円	412,300	円	434,000	円	460,700	円	497,800	円
	14	237,800	円	255,600	円	283,200	円	334,000	円	369,700	円	400,600	円	421,700	円	442,700	円	469,000	円	506,400	円
	15	244,700	円	263,500	円	290,900	円	341,900	円	377,300	円	409,900	円	428,400	円	450,700	円	477,100	円	513,600	円
	16	252,500	円	271,300	円	298,600	円	348,800	円	384,900	円	418,500	円	434,800	円	458,000	円	485,100	円	517,800	円
	17	260,400	円	278,900	円	306,700	円	356,200	円	391,800	円	424,100	円	440,200	円	464,300	円	489,100	円	522,000	円
	18	267,700	円	286,000	円	314,900	円	363,700	円	398,700	円	429,600	円	444,500	円	468,300	円	493,100	円	526,200	円
	19	274,500	円	293,000	円	323,100	円	371,300	円	404,400	円	433,800	円	448,600	円	472,100	円	497,000	円	530,900	円
	20	280,700	円	299,800	円	331,000	円	378,800	円	409,800	円	437,300	円	452,100	円	476,100	円	500,900	円	535,600	円
再任用職員 以外の職員	21	287,200	円	306,400	円	337,900	円	385,900	円	413,400	円	440,500	円	455,500	円	479,800	円	504,800	円	540,400	円
	22	293,600	円	313,100	円	345,300	円	392,800	円	416,400	円	443,900	円	458,800	円	483,400	円	508,400	円	544,000	円
	23	299,600	円	319,500	円	353,000	円	398,400	円	419,400	円	447,200	円	462,300	円	487,000	円	511,000	円	548,000	円
	24	305,900	円	325,700	円	360,600	円	404,200	円	422,400	円	450,500	円	465,800	円	490,000	円	515,000	円	552,000	円
	25	311,800	円	332,100	円	368,100	円	407,700	円	425,600	円	453,900	円	469,000	円	494,000	円	519,000	円	557,000	円
	26	317,400	円	338,400	円	375,100	円	410,700	円	428,300	円	457,300	円	472,000	円	497,000	円	522,000	円	562,000	円
	27	323,200	円	344,800	円	381,900	円	413,600	円	431,300	円	460,300	円	475,000	円	500,000	円	525,000	円	567,000	円
	28	328,800	円	350,800	円	387,800	円	416,600	円	434,300	円	463,300	円	478,000	円	503,000	円	528,000	円	572,000	円
	29	333,700	円	356,200	円	393,600	円	419,800	円	437,300	円	466,300	円	481,000	円	506,000	円	531,000	円	577,000	円
	30	337,200	円	360,800	円	397,100	円	422,600	円	440,300	円	469,300	円	484,000	円	509,000	円	534,000	円	582,000	円
再任用職員 以外の職員	31	340,800	円	365,200	円	400,000	円	425,400	円	443,300	円	472,000	円	487,000	円	512,000	円	537,000	円	587,000	円
	32	344,600	円	369,700	円	402,900	円	428,200	円	446,300	円	475,000	円	490,000	円	515,000	円	540,000	円	592,000	円
	33	348,400	円	372,200	円	405,800	円	431,000	円	449,000	円	478,000	円	493,000	円	518,000	円	543,000	円	597,000	円
	34	350,700	円	374,800	円	409,000	円	431,000	円	449,000	円	478,000	円	493,000	円	518,000	円	543,000	円	599,000	円
	35	350,700	円	377,300	円	411,800	円	431,000	円	449,000	円	478,000	円	493,000	円	518,000	円	543,000	円	599,000	円
	36	379,900	円	392,400	円	414,500	円	431,000	円	449,000	円	478,000	円	493,000	円	518,000	円	543,000	円	599,000	円
	37	382,400	円	392,400	円	414,500	円	431,000	円	449,000	円	478,000	円	493,000	円	518,000	円	543,000	円	599,000	円
再任用職員		242,100	円	252,300	円	261,400	円	275,600	円	303,800	円	323,700	円	340,300	円	361,000	円	387,600	円	419,200	円

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第2 (第6条関係) 行政職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	給料月額									
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
再任用職員 以外の職員	1	—	—	176,800	209,500	226,100	246,700	265,500	285,800	317,200	354,700
	2	129,600	163,600	183,800	217,500	235,000	255,500	274,700	295,800	329,200	366,700
	3	134,000	170,200	190,800	225,500	243,900	264,300	283,900	305,800	341,200	378,700
	4	138,400	176,800	198,000	233,900	252,900	273,300	293,300	315,800	353,000	390,900
	5	142,800	183,800	205,000	242,800	261,500	282,400	303,100	326,100	364,800	403,000
	6	148,000	189,600	212,600	251,700	270,000	291,400	312,800	336,500	376,300	415,300
	7	153,800	194,900	220,400	260,100	278,600	300,600	322,600	346,800	387,700	427,200
	8	159,700	200,000	228,300	268,500	287,100	309,900	332,500	356,600	399,100	439,000
	9	166,000	205,100	235,700	276,800	295,500	319,100	342,100	366,100	410,700	450,200
	10	170,600	210,000	242,100	284,900	303,900	328,400	351,500	375,400	422,100	461,200
	11	174,000	214,400	248,400	292,700	312,200	337,600	360,700	384,700	432,800	471,800
	12	177,000	218,800	254,600	300,400	320,100	346,800	369,700	394,000	442,500	481,300
	13	179,700	223,000	260,100	307,700	327,500	356,000	378,300	403,200	451,900	490,000
	14	182,200	227,300	265,600	314,600	334,900	364,900	386,700	411,800	459,600	497,400
	15	184,200	230,500	270,600	321,400	342,000	373,500	393,700	419,700	466,000	504,200
16	186,200	233,400	275,700	327,400	347,500	381,000	399,200	425,500	472,400	508,600	
17	187,800	236,500	280,200	333,000	352,200	386,500	403,900	431,100	476,900	513,000	
18		239,400	284,200	336,600	356,200	391,500	408,100	434,900	481,200		
19		242,300	287,900	339,900	359,500	394,900	411,500	438,500	485,300		
20		244,100	291,100	342,900	362,300	398,400	415,200	442,400	489,400		
21		293,400	293,400	345,200	365,200	401,800	418,700	446,000			
22		295,200	295,200	347,400	367,700	405,200	422,200	449,600			
23		297,200	297,200	349,700	370,200	408,500	425,700	453,200			
24		299,100	299,100	351,900	372,700	411,900	429,200				
25		301,100	301,100	354,100	375,300	415,300	432,700				
26		303,000	303,000	356,500	377,800	418,700	436,200				
27		304,800	304,800	358,700	380,400	422,100	439,700				
28		306,700	306,700	361,000	383,000	425,500					
29		308,700	308,700	363,200		428,900					
30		310,600	310,600			432,300					
31		312,500									
32		314,400									
33		316,200									
再任用職員		149,600	186,800	214,600	251,000	288,200	291,800	308,700	364,600	399,000	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第3 (第6条関係) 医療職給料表

イ 医療職給料表 (二)

職員の区分	職務の級 号 給	給料月額					
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
再任用職員 以外の職員	1	—	—	197,600	219,700	254,900	295,800
	2	133,200	169,800	204,700	227,900	264,300	305,800
	3	138,600	176,100	211,800	236,100	273,700	315,800
	4	144,000	182,400	219,000	244,500	283,100	325,800
	5	150,800	188,800	226,700	252,900	292,500	335,800
	6	157,400	195,500	234,800	261,400	302,200	345,700
	7	165,000	201,900	243,000	269,800	311,800	355,300
	8	172,600	208,500	251,300	278,400	321,500	364,800
	9	178,700	214,900	259,600	287,000	331,000	374,200
	10	184,800	221,700	267,900	295,700	340,400	383,700
11	190,100	229,000	276,200	304,400	349,500	393,200	
12	195,500	235,900	284,400	312,900	358,600	402,600	
13	200,600	242,600	292,300	321,100	367,000	411,200	
14	205,500	249,000	300,200	328,800	375,500	419,300	
15	210,300	255,400	307,900	336,400	383,200	425,300	
16	214,700	260,900	315,100	343,500	389,300	431,000	
17	219,100	266,300	322,100	349,300	395,000	434,900	
18	223,200	271,300	328,500	354,300	399,600	438,500	
19	227,400	276,400	334,500	358,900	404,100	442,400	
20	230,800	280,800	338,400	362,300	407,900	446,000	
21	233,700	285,200	342,400	365,800	411,200	449,600	
22	236,700	288,400	345,700	369,000	415,200	453,200	
23	239,000	290,900	348,400	371,800	418,800	456,800	
24	240,700	293,200	351,000	374,600	421,800	460,400	
25	—	294,800	353,300	376,900	424,800	464,000	
26	—	296,600	355,600	379,200	427,800	467,600	
27	—	298,300	357,600	381,700	430,800	471,200	
28	—	300,200	359,700	384,300	433,800	474,800	
29	—	301,900	361,800	386,400	436,400	478,400	
30	—	—	364,000	—	439,000	482,000	
31	187,800	214,800	252,600	269,900	300,000	337,700	

備考 この表は、警察本部等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級	
		給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円
再任用職員 以外の職員	1	145,900	円	169,900	円	213,400	円	235,300	円	265,100	円	300,500	円
	2	151,500		178,300		220,200		242,500		273,500		309,800	
	3	157,100		186,700		227,100		249,700		281,900		319,100	
	4	162,900		196,000		234,900		257,000		290,400		329,100	
	5	169,100		201,600		242,100		264,400		298,700		339,300	
	6	177,200		207,500		249,300		271,900		307,300		349,300	
	7	185,600		213,400		256,600		279,600		315,900		359,000	
	8	194,300		220,000		263,800		287,300		324,100		368,500	
	9	199,400		226,900		271,100		295,100		332,400		377,800	
	10	204,600		234,600		278,400		303,000		340,000		387,500	
	11	209,900		241,800		286,000		311,000		347,400		397,300	
	12	215,300		249,000		293,500		318,600		354,900		407,100	
	13	220,900		256,300		301,000		326,100		362,200		416,300	
	14	226,700		263,500		308,300		333,200		369,700		424,700	
	15	232,600		270,700		315,300		340,000		376,900		433,300	
	16	238,300		277,900		322,100		346,800		384,400		441,500	
	17	243,900		285,200		328,500		353,300		391,400		449,200	
	18	249,400		292,300		334,800		359,600		398,000		456,800	
	19	255,200		299,100		340,700		365,800		403,900		464,500	
	20	260,500		306,000		346,500		371,800		408,600		471,400	
21	265,500		312,800		352,300		377,200		412,600		476,000		
22	270,500		318,800		358,000		382,500		416,800		480,000		
23	274,700		324,600		363,500		387,400		420,600		483,500		
24	279,100		330,400		368,600		391,500		423,900		487,000		
25	283,100		335,800		373,400		394,600		426,400				
26	287,200		339,700		377,400		397,700		428,900				
27	290,700		343,000		380,700		400,900		431,400				
28	293,800		345,900		383,700		403,800		433,900				
29	296,200		348,600		386,500		406,200		436,400				
30	298,300		350,700		389,300		408,900		438,900				
31	300,100		352,700		392,000		411,000		441,000				
32	302,000		354,600		394,300		413,400		443,400				
33	303,900		356,500										
34	305,800		358,600										
35	307,700		360,700										
36	309,600		362,900										
37	311,400		365,200										
38	313,500		367,400										
39	317,400												
40	319,200												
41	234,500		267,100		274,100		285,400		308,000		349,000		
42													

備考 この表は、警察本部等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4 (第6条関係) 研究職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用職員 以外の職員	1	—	—	243,000	281,900	327,300
	2	129,700	173,300	254,300	295,700	339,300
	3	134,100	183,000	267,500	309,500	351,300
	4	138,500	192,700	280,800	323,200	363,600
	5	143,500	201,700	293,900	337,100	375,800
	6	149,800	210,800	307,300	347,700	387,700
	7	157,300	220,300	320,900	357,500	400,200
	8	165,800	231,700	334,500	367,100	413,000
	9	174,800	243,000	344,400	376,600	426,500
	10	183,100	254,300	353,700	385,900	439,600
	11	190,300	264,100	362,200	395,000	452,600
	12	197,700	274,300	369,800	403,800	465,400
	13	205,400	284,200	376,500	412,500	477,800
	14	213,000	291,400	382,900	421,000	489,900
	15	220,800	298,000	389,000	429,200	501,600
16	229,000	304,700	395,000	436,800	513,000	
17	237,300	311,300	400,900	444,300	524,300	
18	243,600	317,900	406,000	451,700	535,900	
19	249,700	324,500	410,300	459,000	546,300	
20	255,700	330,900	414,700	465,400	554,000	
21	261,600	337,200	418,600	472,100	560,900	
22	267,000	343,400	422,500	477,100	566,800	
23	272,300	348,200	426,300	481,600	571,900	
24	277,400	352,300	430,100	485,400	575,900	
25	282,400	355,100	433,500			
26	287,100	357,900	436,800			
27	290,900	360,700				
28	294,500	363,500				
29	297,400	366,300				
30	299,800	369,000				
31	301,700					
32	303,800					
33	305,700					
再任用職員		216,900	262,600	266,500	339,300	394,700

備考 この表は、試験研究機関（警察本部の研究所等をいう。以下同じ。）に勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条 福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項第一号中「百分の七十」を「百分の七十二・五」に、「百分の九十」を「百分の九十二・五」に改め、同項第二号中「勤勉手当基礎額に」の下に「、六月に支給する場合には」を、「百分の四十五」の下に「、十二月に支給する場合には」は百分の四十（特定幹部職員にあつては、百分の五十）を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十八年四月一日から施行する。

（最高号給を超える給料月額の切替え等）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

（施行日前の異動者の号給等の調整）

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（人事委員会規則への委任）

4 前二項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

発行
福岡県(総務部行政経営企画課)
福岡市博多区東公園七番七号

印刷
福岡市東区箱崎ふ頭六丁目六番四一
株式会社
弘文社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)